山梨県富士山科学研究所ネットワークシステム機器等賃貸借契約書（案）

　山梨県富士山科学研究所（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、山梨県富士山科学研究所ネットワークシステム機器等（以下「借入機器等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、甲に対して本契約書の各条項に従って第２条記載の物件を賃貸するものとし、甲は、乙に対して本契約に記載された賃借料を支払うものとする。

（契約物件）

第２条　乙が甲に供給する物件は、別紙１「山梨県富士山科学研究所ネットワークシステム機器等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）、別紙２「物件一覧表」及び別紙３「物件仕様」のとおりとする。

（契約期間）

第３条　契約期間及び物件の賃貸借期間次のとおりとする。

契約期間　　契約日から令和１２年１２月２７日までとする。

賃貸借期間　令和７年１２月２８日から令和１２年１２月２７日までとする。

（物件の設置場所）

第４条　物件の設置場所は、次に掲げるとおりとする。

（１）山梨県富士山科学研究所

（２）山梨県富士山科学研究所副所長が指定する場所

（賃借料）

第５条　物件の賃借料は、次のとおりとする。

　（１）契約金額　　　賃借料　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　　　　　円）

　（２）物件の各月の賃借料は、次のとおりとする。

　　　・令和７年１２月２９日から令和７年１２月３１日まで

月額　金　　　　　　円

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　円）

　　　・令和８年１月１日から令和１２年１２月３１日まで

月額　金　　　　　　円

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　円）

２　契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じたときは、甲及び乙は、前項の賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）を変更する契約を締結できるものとする。

（契約保証金）

第６条乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１０９条の２各号に該当する場合は免除する。

（物件の納入）

第７条　乙は、物件を契約書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

（契約不適合責任）

第８条　前条の規定による物件の納入後、物件について仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

３　当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、物件の納入後であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から１年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、物件の納入時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

５　第１項、第２項及び第３項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（物件の所有権）

第９条　物件の所有権は乙に属し、甲は、賃借物件を、善良な管理者の注意を持って使用し、また管理しなければならない。

（物件の保守）

第１０条　乙は、物件の正常な使用状態を維持するため、物件の点検、調整及び不良部品の交換等、必要な保守作業を行うものとする。

２　乙は、ソフトウェア等に不具合が発生した場合は、甲の通知により必要な修理を行うものとする。

３　乙は、ライセンス等の正常な使用状態を維持するため、必要な保守を行うものとする。

（物件の変更あるいは他機器の取付け）

第１１条　甲は、物件の一部を変更し、返還し、追加し、又は物件を取り替える必要が生じた場合、あるいは他の機器を取り付ける必要が生じた場合は、あらかじめ文書により乙の承認を受けなければならない。

（設置場所の変更）

第１２条　甲は、第４条に規定する設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙の承諾を得て行うものとし、これに要する費用は甲が負担するものとする。

（賃借料の請求）

第１３条　乙は、毎月甲の定める手続きに従って、第５条第１項第２号に定める各月の賃借料を甲に対し書面により請求するものとする。

（賃借料の支払）

第１４条　甲は、前条による支払いの請求があったときは、賃借の確認ののち適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内（以下「支払約定期間」という。）に該当各月の賃借料を支払うものとする。

２　本契約が月の中途で解除された場合におけるその月の賃借料は、次の算式により得た額とする。

　第５条第１項第２号の該当月の賃借料×

（支払遅延利息）

第１５条　甲の責に帰すべき理由により、支払約定期間内に料金が支払われなかったときは、乙は、甲に対して支払期限到来の日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じた額を遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払約定期間内に支払をなし得ない場合は、当該事由の継続する期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（履行遅延違約金）

第１６条　乙は、その責めに帰すべき事由によって、期限までに物件を納入しない場合、又は保守を行わない場合は、遅延日数に応じ、賃借料に対して、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に定める法定利率で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

（動産総合保険）

第１７条　乙は、物件に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

２　甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

３　甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

（契約の解除）

第１８条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

　　（１）この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

　　（２）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

　　（３）第２１条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

　　（４）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

　　（５）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　　　ア 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　 　ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

　　　　エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

　　　　オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　　　カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

　　（６）乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

　　　　ア　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

　　　　イ　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

　　　　ウ　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として賃借料の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（公正入札違約金）

第１９条 乙は、前条第１項第６号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による契約金額の１０分の２に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が完了した後も同様とする。

２　前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（危険負担）

第２０条　賃貸借期間中に賃貸借事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（不可抗力による損害）

第２１条　乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

２　甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

（物件の返還）

第２２条　甲は、契約の解除又は契約期間満了により物件を返還する場合は、あらかじめ文書により乙に通知するものとする。

２　返還された物件は乙の責任において、ハードディスク及びその他の機器等（メモリ等、甲固有のデータ又は秘密に関わるデータが記録されている機器等をいう。）上の全てのデータを消去し、情報漏えいを防止するものとする。

３　乙は物件の撤去時、第４条に規定する設置場所を物件の設置前の状態に戻すものとする。

４　返還に必要な経費は、乙が負担するものとする。

５　甲は、物件の返還にあたって、通常の消耗を除き、第１１条による物件の変更等又は他の機器の取付けを行っている場合は、原状に回復した上で返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りではない。

６　甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内に物件を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わって物件を処分し、また設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（個人情報の保護）

第２３条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、契約書別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ特記事項）

第２４条　乙は、本契約の業務処理に当たっては、契約書別記２「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（機密保持義務）

第２５条　乙は、物件の搬入又は保守等のために第４条に規定する設置場所で立ち入りが制限されている場所に立ち入る場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

２　乙は、本契約に関して業務上知り得た甲の固有の業務上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も第三者に対して漏らしてはならない。

３　秘密を漏らした場合には、乙は甲に対して損害賠償の責を負わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２６条　乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（費用の負担）

第２７条　本契約に要する費用は乙が負担するものとする。

（管轄裁判所）

第２８条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（長期継続契約）

第３０条　この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年山梨県条例第９０号）に基づく長期継続契約である。

２　この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（契約に定めのない事項）

第３１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　　山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾５５９７－１

　　　　山梨県富士山科学研究所

副所長　岡田　孝秀

　　　　　　　　　　　乙